上信越高原国立公園須坂地域連携会議及び同公園高山地域連携会議 設置要綱

## (目的)

第1条 上信越高原国立公園須坂・高山地域における協働型管理運営体制の構築を目指し、当該国立公園の保護又は利用に関係する団体、行政機関等による情報共有、意見交換等を行うため、「上信越高原国立公園須坂地域連携会議及び同公園高山地域連携会議(以下「地域連携会議」という。)」を設置する。

#### (所掌事項)

- 第2条 地域連携会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。
  - (1) 上信越高原国立公園須坂・高山地域における管理運営の基本方針(将来目標及び行動指針)の検討。
  - (2) 上信越高原国立公園須坂・高山地域における協働型管理運営体制及び具体的 取組の検討。
  - (3) その他前条の目的を達成するために長野自然環境事務所長が必要と認める事項

## (構成)

第3条 地域連携会議は、上信越高原国立公園須坂・高山地域において当該国立公園の保護又は利用に関係する団体、行政機関等のうち、長野自然環境事務所長が必要と認めた団体、行政機関等により構成する。

## (会議)

- 第4条 地域連携会議は、長野自然環境事務所長が必要に応じて招集する。
- 2 地域連携会議は、原則として非公開で行うものとする。ただし、長野自然環境事務 所長は必要と認めるときは、公開とすることができる。

# (事務局)

第5条 地域連携会議の事務局は、長野自然環境事務所に置き、同会議の事務を処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、地域連携会議の運営等に関し必要な事項は別に 定める。

# 附則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

上信越高原国立公園須坂地域連携会議 関係団体及び行政機関名簿

関係団体	関係行政機関
<ul> <li>● 亀倉町</li> <li>● 豊丘財産区議会</li> <li>● 米子町</li> <li>● 豊丘町</li> <li>● 豊丘上町</li> <li>● 仁礼区</li> <li>● 財団法人仁礼会</li> <li>申上ほか共有山林管理委員会</li> <li>■ 須坂ロータリークラブ</li> <li>■ 須坂市観光協会</li> <li>■ 峰の原高原観光協会</li> <li>■ 根子岳登山道整備実行委員会</li> </ul>	<ul> <li>● 長野県         (環境部自然保護課、         長野地方事務所環境課)</li> <li>● 北信森林管理署         (戸隠森林事務所)</li> <li>■ 須坂市</li> <li>■ 産業振興部商業観光課、同部農業課、同部産業連携開発課、水道局、まちづくり推進部まちづくり課、同部道路河川課、総務部財政課、環境部生活環境課、生涯学習スポーツ課、須高地区山岳遭難防止対策協会</li> </ul>

# 上信越高原国立公園高山地域連携会議 関係団体及び行政機関名簿

工信	<b>対保団体及び11収機関有得</b>
関係団体	関係行政機関
<ul><li>■ 古道復活の会</li></ul>	■ 長野県
■ 信州高山温泉郷観光協会	(環境部自然保護課、
■ 牧区	長野地方事務所環境課)
■ 山田温泉区	■ 北信森林管理署
<ul><li>■ 山田牧場組合・山田生産森林組合</li></ul>	(戸隠森林事務所)
<ul><li>わくわく村</li></ul>	■ 高山村
■ 高山村遭難対策協議会	産業振興課、総務課、村民生活課、
■ 山田温泉スキークラブ	建設水道課、高山村教育委員会
■ 高山山岳会	
■ 高山村商工会青年部	